

裾野都市計画火葬場の決定について

説明会開催の目的

裾野都市計画に火葬場を決定するにあたり、都市計画法第 16 条に基づき都市計画原案について説明します。

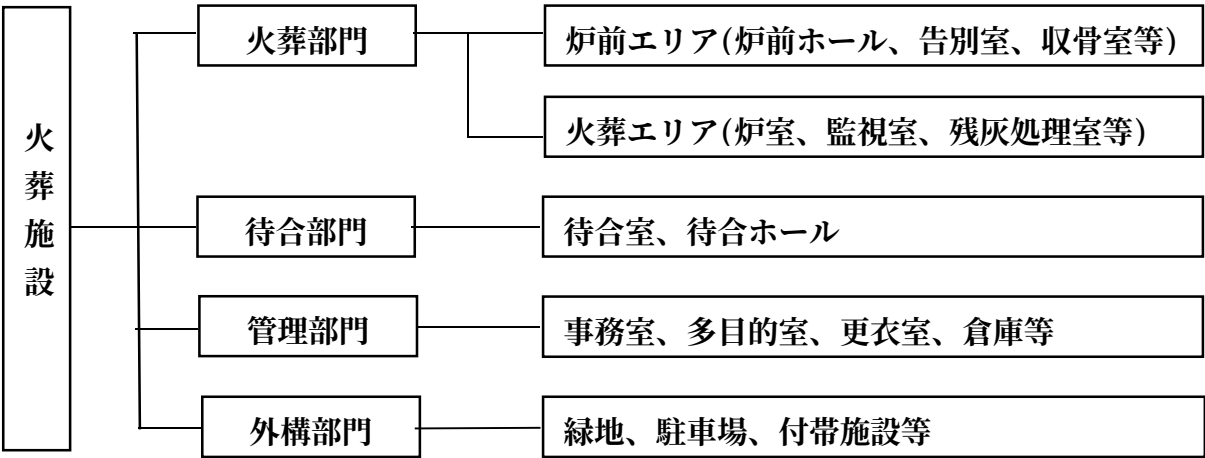
事業の概要

当市の斎場は、昭和 50 年に竣工してから 40 年が経過し、施設の老朽化が進んでいます。市では、同じく火葬場の老朽化が進んでいる長泉町と共同で、新たな火葬施設を整備することとしました。
今後、平成 33 年度の供用開始を目標として、新たな火葬施設の整備を進めます。

敷地概要

所在地	裾野市今里 343-1 ほか
用途地域	市街化調整区域
敷地面積	約 17,200 m ²

施設構成（案）



- ・告別室 2、収骨室 2、待合室 5、多目的室 1；小規模葬儀（日中のみ）のほか多目的用途に利用（式場；設置しない）
- ・火葬炉；暫定 4 炉（平成 33 年度～平成 39 年度）
計画 6 炉 ※動物炉なし
- ・駐車場（バス駐車可）

事業スケジュール

- ・平成 29 年度都市計画決定
- ・平成 30 年度～平成 32 年度 設計・工事
- ・平成 33 年度供用開始（予定）

基本方針

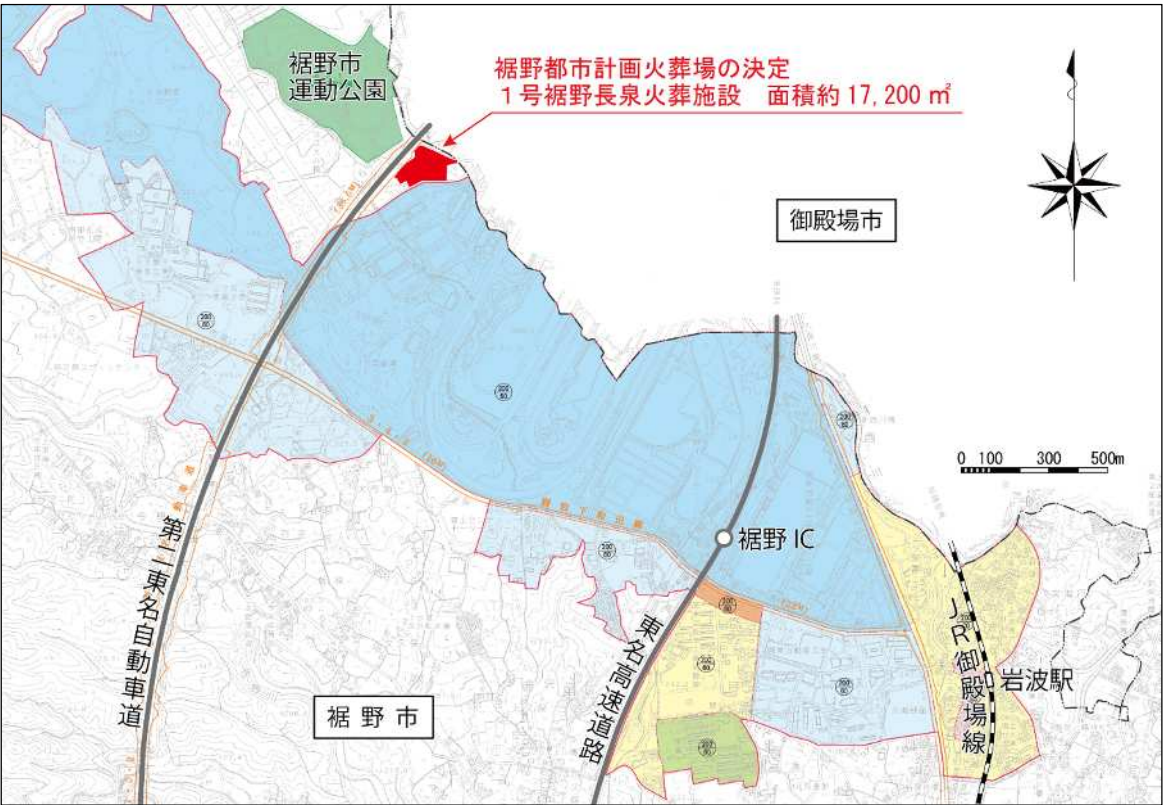
- （１）最後のお別れ場にふさわしい施設
- （２）故人を偲び、悲しみを癒し、慈しみを感じる施設
- （３）人と環境にやさしい施設 誰からも愛され大切にされる施設
- （４）維持・管理コストのかからない施設

都市計画決定の内容

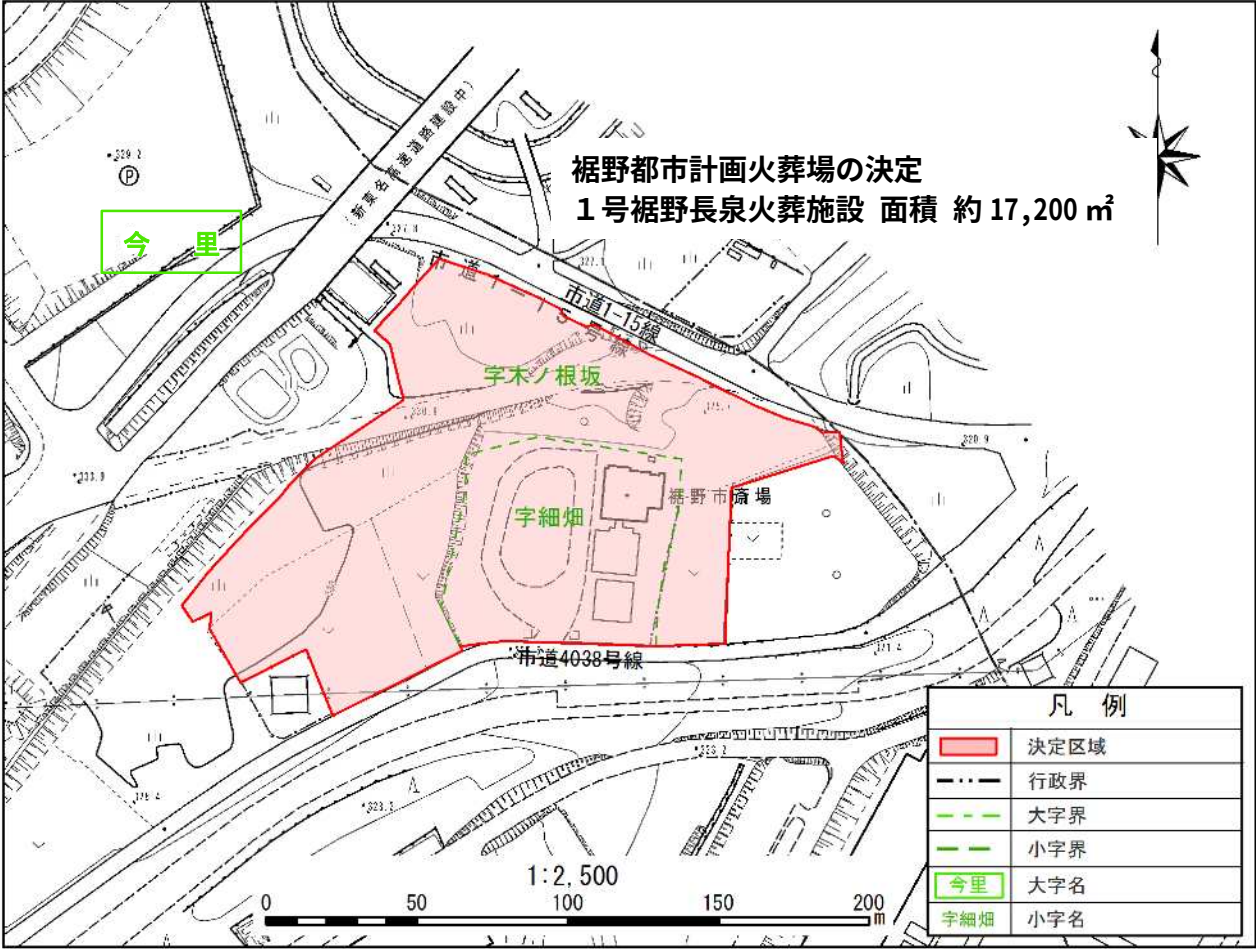
都市計画原案

名称		位置	面積
番号	火葬場名		
1	裾野長泉火葬施設	裾野市今里字木ノ根坂、字細畑	約 17,200 m ²

位置図



■ 計画区域図



■ 決定の理由

火葬場を適正な位置に建設し、都市の健全な発展と市民生活の向上を図るため、本案のとおり決定する。

(新火葬施設の整備)

- ・死亡者数の増加による火葬の需要への対応、葬儀の多様化など、時代に適合した新火葬施設の整備を速やかに行う必要がある。
- ・施設の合理的な管理・運営を図るとともに、火葬場機能の充実を図るため、裾野市と長泉町が共同で新火葬施設を設置する。

(新火葬施設の建設場所)

- ・国道 246 号から近いため交通のアクセスがよい。
- ・住宅が少なく生活環境に影響が少ない。

上記のことから、裾野市の現斎場が存する裾野市今里に、将来的建替えも考慮し、敷地を拡張して裾野長泉火葬施設を整備することとした。

都市計画決定手続きの流れ

住民説明会の後、原案の閲覧や、公聴会を開催します。
その後、案を縦覧し、市の都市計画審議会に諮問した後、県と協議を行い、正式な告示となる予定です。

今後のスケジュール(案)

原案作成



住民説明会

平成 28 年 12 月 15 日 (木)
平成 28 年 12 月 18 日 (日)
(場所：裾野市役所 4 階 401 会議室)



原案の閲覧
(公述の申出)

平成 29 年 1 月 12 日 (木) ~ 19 日 (木)
午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 15 分、土日は除く
(場所：裾野市役所 1 階生活環境課)



公聴会

平成 29 年 1 月 26 日 (木) 午前 10 時
(場所：裾野市役所 4 階 401 会議室)
※公述の申し出 (受付期間：1 月 12 日から 1 月 19 日)
がない場合開催されません。



案の作成



案の公告・縦覧



市都市計画審議会



県との協議



告示